



あなたの力を必要としています。

平成 27 年度

阿蘇市職員採用試験

☎市役所総務課 人事係 ☎ 22-3111

試験日 9月20日(日)

試験地 熊本県立阿蘇中央高校阿蘇校舎

受付期間 7月27日(月) ~ 8月14日(金)

午前 8 時 30 分～午後 5 時（ただし、土・日は除く）
 ※郵送申し込みは、8月14日（金）までの消印があるものに限って受け付けます。

●試験区分・受験資格など

区 分	職 種 採用予定数	職務の概要など	受 験 資 格
高卒程度	一般事務 2人程度	市長部局及び議会等の事務局、各種委員会などで事務に従事します。	平成 2 年 4 月 2 日～平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた人
	一般事務 (身体障がい者対象) 1人程度		昭和 61 年 4 月 2 日～平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた人で、身体障がい者手帳の交付を受け、自力により通勤ができ、かつ介助なしで職務の遂行が可能なる人。また、活字印刷文による出題及び口頭による面接試験に対応できる人
	資格免許職		保育士 1人程度
	社会福祉士 1人程度	市長部局などで、社会福祉職及び事務の職務に従事します。 昭和 61 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、社会福祉士の免許を有する人、または平成 27 年度実施の国家試験で取得する見込みの人	

●申込書の請求方法

直接取りに来る場合	阿蘇市役所 2 階 総務課人事係 に用意してあります。
郵送で請求する場合	封筒の表に「阿蘇市職員採用試験申込書請求」と朱書きし、140 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A 4 サイズが入るもの）を同封の上、「〒 869-2695 阿蘇市役所 阿蘇市総務課人事係」に請求してください。
インターネットからダウンロードする場合	阿蘇市のホームページ (http://www.city.aso.kumamoto.jp/) にアクセスして、申込書 (PDF 形式) をダウンロードしてください。なお、A 4 サイズの厚紙 (官製はがき程度の厚さで白紙) を使用してください。

※上記試験の合格者は、10月下旬頃に阿蘇市役所で第2次試験（面接など）を行います。

阿蘇広域行政事務組合職員採用試験

区 分	職 種 採用予定数	職務の概要など	受 験 資 格
高卒程度	消 防 8人程度	消防部局に勤務し、消防業務に従事します。	平成 2 年 4 月 2 日から平成 10 年 4 月 1 日までに生まれた人

※試験日、試験地、受付期間は市役所職員採用試験と同じです。

※上記試験の合格者は、11月（予定）に第2次試験を行います。

☎阿蘇広域行政事務組合事務局総務課人事係 ☎ 24-5111

●国保と後期高齢者医療の保険証等について

	国民健康保険	後期高齢者医療
保険証の色	ピンク	黄色
送付先	世帯主	個人
限度額適用・標準負担額減額認定証		
(有効期限)	7月31日	
(更新手続き)	必要	不要

※国保の70歳以上に交付する高齢者受給者証は、保険証と一体化されました。

※社会保険などに加入している方で、国保の保険証が届いた場合は、国民健康保険資格喪失の手続きが必要です。また、社会保険などの資格が喪失している場合は、国民健康保険の加入手続きが必要です。ほけん課窓口または各支所で手続きをお願いします。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」に該当する方で、現在お持ちでない方はほけん課の窓口申請してください。

国保と後期高齢者医療の
新しい保険証をお届けします

●ほけん課 国保・年金係／高齢者医療係
☎22・3145

現 をお持ちの国民健康保険被保険者証と75歳以上が対象の後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい保険証は7月中旬に簡易書留でお届けします。8月1日から新しい保険証をご利用ください。



▶▶▶ 駆除方法 花が咲いて種になる前に根ごと引き抜き、数日乾燥させた後、固形燃料ごみ(黄色のごみ袋)として処分してください。

オオキンケイギクの詳細は、九州地方環境事務所のホームページをご覧ください。

SEARCH GO

特定外来生物「オオキンケイギク」
の駆除にご協力ください!

●住環境課 都市・環境係
☎22・3169

オ オオキンケイギクは5月から7月頃にかけて鮮やかな黄色の花を咲かせるキク科の植物です。繁殖力が非常に強く、放っておくと在来植物の生育場所を奪い、地域の生態系に重大な影響をおよぼす恐れがある「特定外来生物」に指定され、栽培、移動、販売などが禁止されています。自宅の敷地にオオキンケイギクがある場合は、駆除していただくよう皆さまのご協力をお願いします。

阿蘇で唯一の認定補聴器技能者の店 補聴器の効果が、見てわかる
熊本県各市町村福祉契約店 「補聴器効果測定」実施中!

財団法人 日本眼鏡技術者協会登録・認定眼鏡士®の店
認定補聴器技能者 第10-2935号 認定眼鏡士 古物商許可 **阿蘇品 伸三**

～補聴器無料相談のお知らせ～
阿蘇温泉病院 毎週火曜日 午前10時～

あそしな ※ご自宅までの送迎・出張サービスは無料で行っております。
☎0967-22-3619 携帯 090-4678-2995

広告

戦没者などのご遺族の皆さまへ
第10回特別弔慰金が支給されます

●福祉課総合福祉係 ☎22・3167

戦

没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母など）がない場合に、第10回特別弔慰金として、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。阿蘇市では、窓口での混乱を避けるため、下記の日程で巡回受付を行います。

対象者・持参物

対象者

- 次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。
- ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
 - ②戦没者等の子
 - ③戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- ④上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
- ※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

持参するもの

- ▶第8回、第9回特別弔慰金の国庫債券表紙または裁定通知書（受給した人のみ）
- ▶印鑑、戸籍等交付手数料
- ▶公務扶助料、遺族年金等の証書番号、記号のわかる書類
- ▶戦没者などのもとの身分、死因を証する書類（過去に弔慰金、年金給付を受けたことのない場合）

●受付の日程 ※受付時間は午前9時から午後4時30分まで

地区	期 日	対象地域	場所
一の宮	7月22日(木)	宮地地区	市役所
	7月23日(金)	宮地地区	
	7月27日(火)	坂梨・中通地区	
	7月28日(水)	古城地区	
阿蘇	7月29日(木)	赤水・跡ヶ瀬・乙姫・車帰・永草	内牧支所
	7月30日(金)	内牧地区（1区～5区、成川）	
	7月31日(土)	狩尾・的石・三久保地区	
	8月3日(月)	小里・西小園・湯浦・西湯浦・南宮原	
	8月4日(火)	今町・小倉・小野田・黒流町・小池・山田	
	8月5日(水)	黒川地区	
波野	8月6日(木)	蔵原・竹原・西町・役犬原	波野支所
	8月7日(金)	波野地区	

借金、離婚、相続、遺言、交通事故、刑事・・・など、ひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

受付時間：平日9時～17時15分（予約制）TEL：0967-22-5223
*まずはお気軽にお電話下さい

- 一般相談料 30分1100円
- 『多重債務』の相談は無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所

阿蘇地域に根ざした法律事務所です。

熊本県弁護士会所属 弁護士 森 あい（もり あい）

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）



広告